

FEC-101/65

-

FEC-101/69

FEC-101/65RESTRICTEDFEC-101/659 May 1947FAR EASTERN COMMISSION

DRAFT LAW IMPLEMENTING THE JAPANESE CONSTITUTION:
FINANCE LAW (JAPANESE TEXT)
(References: FEC-101/44; Chapter 7 FEC-087/14)

Note by the Secretary General

1. The enclosure, the Japanese text of a draft law, entitled Finance Law implementing Chapter 7 of the new Japanese Constitution, was received from the Supreme Commander for the Allied Powers and is circulated herewith by the United States Representative for the consideration of the Far Eastern Commission and is referred to COMMITTEE NO. 3: CONSTITUTIONAL AND LEGAL REFORM.

2. The enclosure was approved by the 92nd Japanese Diet.

3. The English translation of the enclosure was circulated as FEC-101/44 on 4 April 1947.

4. Due to the limited number of copies available, only one copy of the enclosure can be furnished each delegation.

NELSON T. JOHNSON
Secretary General

FEC-101/65

財政法目次

第一章 財政総則

第二章 会計区分

第三章 予算

第一節 総則

第二節 予算の作成

第三節 予算の執行

第四章 決算

第五章 雑則

財政法

第一章 財政総則

第一條 國の予算その他の財政の基本に關しては、この法律の定めるところによる。

ことによる。

第二條 収入とは、國の各般の需要を充たすための支拂の財源とするべき現金の收納をいい、支出とは、國の各般の需要を充たすための現金の支拂をいう。

前項の現金の收納には、他の財産の処分又は新らたな債務の負担に因り生ずるものをも含み、同項の現金の支拂には、他の財産の取得又は債務の減少を生ずるものをも含む。なお、第一項の収入及び支出には、會計間の繰入その他國庫内において行ふ移換によるものを含む。

歳入とは、一會計年度における一切の収入をいい、歳出とは、一會計年度における一切の支出をいう。

第三條 租税を除く外、國が國權に基いて課徴金及び法律上

又は事實上國の独占に属する事業における專賣價格及び事業料金に

ついては、すべて法律又は國會の議決に基づいて定めなければならぬ

第四條 國の歳出入、公債又は借入金以外、歳入を以て、その財源と

しなければならぬ。但し、公共事業費、出資金及び貸付金の財源

については、國會の議決を経た金額の範囲内で、公債を發行し又は

借入金をなすこととなる。

前項但書の規定により公債を發行し又は借入金をなす場合におい

ては、その償還の計畫を國會に提出しなければならぬ。

第一項に規定する公共事業費の範囲については、毎會計年度、國

會の議決を経なければならぬ。

第五條 すべて、公債の発行については、日本銀行にこれを引き受けさせ、又、借入金、借入については、日本銀行からこれを借り入れなければならない。但し、特別の事由がある場合において、国会の議決を経た金額の範囲内では、この限りでない。

第六條 各会計年度において歳入歳出の決算上剰余を生じた場合においては、当該剰余金のうち、二分の一を前年度の剰余金に充て、他の法律によるものの外、これを剰余金を生じた年度の翌年度までに、公債又は借入金、の償還財源に充てなければならない。

前項剰余金の計算については、政令でこれを定める。

第七條 国は、國庫への出納上必要があるときは、大藏省証券を發行し、又は日本銀行から一時借入金をなすことのできる。

前項に規定する大蔵省証券及び一時借入金は、当該年度の歳入を以て、これを償還しなければならぬ。

大蔵省証券の発行及び一時借入金額の借入の最高額については、毎会計年度、国会の議決を経なければならぬ。

第八条 國の債權の全部若しくは一部を免除し又はその効力を変更するには、法律に基くこととする。

第九条 國の財産は、法律に基く場合を除く外、これを交換しその他支拂手段として使用し、又は適正な対價なくしてこれを譲渡し若しくは貸し付けてはならぬ。

國の財産は、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に應じて、最も効率的に、これを運用しなければならぬ。

第十条 國の特定の事務のために要する費用について、國以外の者にせ

の全部又は一部を負担せしめるには、法律に基かなければならぬ。

第三章 会計区分

第十一條 國の会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終るものとする。

第十二條 各会計年度における経費は、その年度の歳入を以て、これを支弁しなればならぬ。

第十三條 國の会計を分つて一般会計及び特別会計とする。

國が特定の事業を行う場合、特定の資金を保有してその運用を行う場合その他特定の歳入を以て特定の歳出に充て、一般の歳入歳出と区分して經理する必要がある場合に限り、法律を以て、特別会計を設置するものとする。

第三章 予算

第一節 総則

第十四條 歳入歳出は、すべて、これを予算に編入しなけれはならぬ。

第十五條 法律に基くもの又は歳出予算の金額の範囲内におけるものの

外、國が債務を負担する行為をなすには、予め予算を以て、國會の議決を経なければならぬ。

前項に規定するものの外、災害復旧その他緊急の必要がある場合において、國は毎会計年度、國會の議決を経た金額の範囲内において、債務を負担する行為をなすことができる。

前二項の規定により、國が債務を負担する行為に因り支出すべき年限は、當該会計年度以降三箇年度以内とする。但し、國會の議決により更にその年限を延長するもの並びに外國人に支給する給料及恩給、地方公共団体の債務の保証又は債務の元利若しくは利子の補給、土地

建物の借料及び国際條約に基く分担金に関するものその他、法律で定
めるものはこの限りでない。

第二項の規定により國が債務を負担した行為については、次の常会
において國會に報告しなればならない。

第一項又は第二項の規定により國が債務を負担する行為は、これを
國庫債務負担行為という。

第二節 予算の作成

第十六條 予算は、^{歳入歳出}予算及び國庫債務負担行為とする。

第十七條 衆議院議長、参議院議長、最高裁判所長官及び会計検査院長
は、毎会計年度、その所掌に係る歳入、歳出及び國庫債務負担行為^(見)
積に関する書類を作成し、これを内閣における予算の統合調整に供す。

す。ため内閣に送付しなればならぬ。

内閣総理大臣及び各省大臣は、毎会計年度、その所掌に係る歳入、歳出及び國庫債務員担行為の見積りに関する書類を作成し、これを大藏大臣に送付しなればならぬ。

第十八條 大藏大臣は、前條の見積りを検討し、必要を調整を行ひ、歳入、歳出及び國庫債務員担行為の概算を作成し、閣議の決定を編み上げればならぬ。

内閣は、前項の決定をいよとすときは、国会、裁判所及び公計検査院に係る歳出の概算について、予備家議院議長、参議院議長、最高裁判所長官及び公計検査院長と對し、その決定に關し意見を求めなければならぬ。

第十九條 内閣は、国会、裁判所及び公計検査院の歳入見積りを編み

た場合においては、国会、裁判所又は会計検査院の送付に係る歳出

見積について、その詳細を歳入歳出の算に附記するとともに国会が

国会、裁判所又は会計検査院に係る歳出額を修正する場合における

必要の財源についても明記しななければならない。

二十條 大蔵大臣は、毎会計年度、^次第條の閣議決定に基づいて、歳入

予算明細書を作成しななければならない。

衆議院議長、参議院議長、最高裁判所長官、会計検査院長並に

内閣総理大臣及び各省大臣（以下各省各廳の長といふ）は、毎会計年

度、^次第條の閣議決定に基づいた概算の範囲内で、予定経費要求書及び

凶庫債務員担行為要求書を作成し、これを大蔵大臣に送付しなけれ

ばならない。

第二十一條 大蔵大臣は、歳入予算明細書、衆議院、参議院、裁判所

会計検査院並びに内閣及び各省（以下各省各廳という。）の予定総費
要求書及び國庫債務員担行為要求書に基いて予算を作成し、閣議の
決定を経なければならぬ。

第二十二條 予算総則には、歳入歳出予算及び國庫債務員担行為に關
する總括的規定を設ける外、尤の事項に關する規定を設けるものと
する。

一 第四條第一項但書の規定による公債の發行又は借入金の借入の
限度額

二 第四條第三項の規定による公共事業費の範圍

三 第五條但書の規定による日本銀行の公債の引渡及び借入金の借
入の限度額

四 第七條第三項の規定による大藏省証券の發行及び一時借入金

借入の最高額

五 第十五條第二項の規定による國庫債務負担行為の限度額

六 前各子に掲げるものの外、予算の執行に關し必要な事項

第三十三條 歳入歳出予算は、歳入にあつては、その性質、歳々、出にあつては、その目的に従つて部に大別し、更に各部中においてこれを款項に区分し、又、その収入又は支出に關係のある部局等の組織の別を明らかにしなればならない。

第二十四條 予見し難い予算の不足に充てるため、内閣は、予備費として相違と認める金額を歳入歳出予算に計上しなればならない。

第十五條 歳出予算のうち、経費の性質上年度内にその支出を終らざる見込のあるものについては、特にその旨を歳入歳出予算に明示し、これを翌年度に繰り越して使用することについて、國會の承認を得なければならない。

を得ることができらる。

第二十六條

國庫債務負担行為は、事項毎に、その必要の理由を明らかならしめ、且つ、行為をなす年度及び債務負担の限度額を明らかならしめ、又、必要に應じて行為に基づいて支出をなすべき年度、年限又は年割額を示さなければならぬ。

第二十七條

内閣は、毎会計年度の予算を、前年度の十二月中旬に、国会に提出するのを常例とする。

第二十八條

国会に提出する。予算には、参考のために左の書類を添附しなくてはならぬ。

一 歳入予算明細書

二 各省各廳の予定経費要求書及び國庫債務負担行為要求書

三 前前年度歳入歳出決算の総計表及び純計表、前年度歳入歳出決算

一 算見込の総計表及び純計表並びに当該年度歳入歳出予算の総計表及び純計表

二 國庫の状況に関する前前年度末における実績並びに前年度末及び当該年度末における見込に関する調書

三 國債及び借入金全体の状況に関する前前年度末における実績並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込及びその償還年次表に関する調書

四 國有財産の前前年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込に関する調書

五 國が、出資している主要な法人の資産、負債、損益その他についての前前年度、前年度及び当該年度の状況に関する調書

六 國庫債務負担行為で本年度以降に亘るものについての前年度末

までの支出額及び支出額の繰込、当該年度以降の支出予定額並びに
に数会計年度に亘る事業に伴うものについてはその全体の計画そ
の他事業の進行状況等に関する調査

九 その他他財政の状況及び予算の内容を明らかにするため必要な書
類

第二十九條 内閣は、予算作成後に生じた事由に基づき必要避けること
のできない経費若しくは國庫債務の進行又は法律上若しくは契約
上國の義務に属する経費に不足を生じた場合に限り、予算作成の
手続に準じ追加予算を作成し、これを國會に提出することができる。

内閣は、前項の場合を除く外、予算の成立後に生じた事由に基づい
て、既に成立した予算に変更を加ふる必要があるときは、その修正
を國會に提出することができる。

第一項但書及び第二項の規定に基く流用については、大蔵大臣が
会計検査院に通知しなされるべきでない。

第一項但書及び第二項の規定により流用した経費の金額については、
歳入歳出の決算に於いて、これを明らかとするとともに、その
理由を記載しなされるべきでない。

第三十四條 各省各廳の長は、第三十一條第一項の規定により配賦さ
れた予算に基いて、大蔵大臣の定める期間に従ひ、支出事務職員及
び契約事務職員とて、支出の所要額及び國の支出の要因となる契
約その他、行為へ以下契約等というものの所要額を定め、支拂又は契
約等の計画に關する書類を複製して、これを大蔵大臣に送付し、そ
の承認を経なければならぬ。

大蔵大臣は、國庫金、歳入及金融の状況並びに経費の支出状況等

院に通知しなけれぬものない。

第三十二條 各省各廳の長は、歳出予算については、各項に定める目的の外これを使用することができない。

第三十三條 各省各廳の長は、歳出予算の定める各項の金額若しくは各部局等の金額を彼此流用することができない。但し、予算の執行上必要がある場合においては、各省各廳内の各部局等の間で、政令の定めるところにより、同一名称の項の金額に限り、流用することができない。

各省各廳の長は、同条の節の經費については、政令の定めるところにより、流用することができない。

第一項但書及び前項の規定は、予算において特別の定めをなしたる場合にはこれを適用しない。

第一項但書及び第三項の規定に基く流用については、大蔵大臣が会計検査院に通知しなればならぬ。

第一項但書及び第七項の規定により流用した経費の金額については、歳入歳出の決算に於いて、これを明らかとするときは、その理由を記載しなればならぬ。

第三十四條 各省各廳長は、第三十一條第一項の規定により配賦された予算に基いて、大蔵大臣の定める期間に従い、支出事務職員及び契約事務職員とて、支出の所要額及び國の支出の要因となる契約その他、行為へ以下約等といふ。この所要額を定め、支拂又は契約等の計画に關する書類を複製して、これを大蔵大臣に送付し、その承認を経なければならぬ。

大蔵大臣は、國庫金、歳入及金融の状況並に經費の支出の

を勘案して、前項の期間ごとく、支拂又は契約等の計画の承認に因する方針を作製し、閣議の決定を経なければならぬ。

大藏大臣は、前項の方針に基づいて第一項の支拂又は契約等の計画について承認をしたときは、各省各廳の長及び会計検査院に通知するとともに支拂計画は、これを日本銀行に通知しなければならぬ。

第三十五條 予備費は、大藏大臣が、これを管理する。

各省各廳の長は、予備費の使用を必要と認めるときは、理由、金額及び積算の基礎を明らかにした調書を作製し、これを大藏大臣に送付しなければならぬ。

大藏大臣は、前項の要求を調査し、これに所要の調整を加えて予備費使用書を作製し、閣議の決定を求めなければならぬ。但し、予め閣議の決定を経て大藏大臣の指定する経費については、閣議を

経ることを必要とせず、大蔵大臣が予備費使用書を決定することができる。

予備費使用書が決定したときは、当該使用書に掲げた経費については、第三十一條第一項の規定により、予算の配賦があつたものとみなす。

第三項、第三項本文及び前項の規定は、各省各廳の長が、第十五條第二項の規定により、國庫や債務員担行爲をなす場合に、これを準用する。

第三十六條 予備費を以て支拂した金額については、各省各廳の長は、その調書を作製して、次の國會の常会の開会後直ちに、これを大蔵大臣に送付しなければならない。

大蔵大臣は、前項の調書に基づいて予備費を以て支拂した金額の総

調書を作製しなけれはならない。

内閣は、予備費を以て支弁した総調書及び各省各廳の調書を次の常会において國會に提出して、その承諾を求めなけれはならない。
大藏大臣は、前項の総調書及び調書を會計検査院に送付しなけれはならない。

第四章 決算

第三十七條 各省各廳の長は、毎會計年度、大藏大臣の定めるところにより、その所掌に係る歳入及び歳出の決算報告書並びに國の債務に關する計算書を作製し、これを大藏大臣に送付しなけれはならない。
大藏大臣は、前項の歳入決算報告書に基いて、歳入予算明細書と同一の区分により、歳入決算明細書を作製しなけれはならない。

第三十八條

大藏大臣は

歳入決算明細書及び歳出決算報告書に基づいて、歳入歳出の決算を作成しなげなければならない。

歳入歳出の決算は、歳入歳出予算と同一の区分により、これを作成し、且つ、これにその事項を明らかにしなげなければならない。

(一) 歳入

一 歳入予算額

二 徴収決定済額（徴収決定のない歳入については、収納後に徴収済として整理した額）

三 収納済歳入額

四 不納欠損額

五 収納未済歳入額

(二) 歳出

- 一 歳出予算額
- 二 前年度繰越額
- 三 予備費使用額
- 四 流用等増減額
- 五 支出済歳出額
- 六 翌年度繰越額
- 七 不用額

第三十九條 内閣は、歳入歳出決算に、歳入決算明細書、各省各廳の歳出決算報告書及び國の債務に関する計算書を添附して、これを翌年度の十一月三十日までに会計検査院に送付しななければならない。

第四十條 内閣は、会計検査院の検査を経た歳入歳出決算を、翌年度開会の常会において國会上に提出するのを常例とする。

前項の歳入歳出決算には、会計検査院の検査報告の外、歳入決算
明細書、各省各廳の歳出決算報告書及び國の債務に関する計算書を
添附する。

第四十一條 毎会計年度において、歳入歳出の決算上剰余金を生じた
ときは、これをその翌年度の歳入に繰り入れるものとする。

第五章 雜則

第四十二條 毎会計年度の歳出予算の經費の金額は、これを翌年度に
おいて使用することができない。但し歳出予算のうち、第二十五條
の規定により繰越について國會の承認を得た經費の金額及び年度内
に契約等をなして避け難い事故のため年度内に支出を終らなかつた經
費の金額は、これを翌年度に繰り越して使用することができると

第四十三條 各省各廳の長は、前條の規定による繰越を必要とする

さは、繰越計算書を作成し、事項ごとに、その事由及び金額を明らかにして、大蔵大臣の承認を経なければならぬ。

前項の承認がなつたときは、当該経費については、第三十一條第項の規定により、予算の配賦があつたものとみなす。

第四十四條 國は、法律を以て定める場合の限り、特別の資金を保有することができる。

第四十五條 各特別会計において必要がある場合には、この法律の規定と異なる定めをなすことができる。

第四十六條 内閣は、予算が成立したときは、直ちに予算、前前年度歳入歳出決算並びに公債、借入金及び國有財産の現在高その他財政に關する一般の事項について、印刷物、講演その他適當な方法で國民に報告しなればならぬ。

前項に規定するものの外、内閣は、少くとも四半期ごとに、予算使
用・状況、國庫の状況その他財政の状況について、国会及び國民に報
告しなければならぬ。

第四十七條 この法律施行に關し必要な事項は、政令で、これを定める。

附 則

第一條 この法律は、昭和二十二年四月一日から、これを施行する。

但し、第十七條第一項、第十八條第二項、第十九條、第三十條、第三
十一條、第三十五條並びに第三十六條の規定は、日本國憲法施行の日
から、これを施行し、第三條、第十條及び第三十四條の規定の施行の
日は、政令でこれを定める。

第四條及び第五條の規定は、昭和二十三年度以後の會計年度の予算
に計上される公債又は借入金について、第七條、第三章の規定（第十
七條第一項、第十八條第二項、第十九條、第二十八條、第三十條、

第三十一條並びに第三十四條乃至第三十六條の規定を除く。及ぶ
第四章の規定は、昭和二十三年度以後の会計年度の予算及び決算
にづいて、これと適用する。

第二條 この法律「国会」、「内閣」、「各省各廳」又は「政令」とある
のは、日本國憲法施行の日までは、これを夫と「帝國議會」、「政令」、
「各省」又は「勅令」と読み替えるものとする。

日本國憲法施行の日までは、第二十條第二項中「衆議院議長、
參議院議長、最高裁判所長官、會計検査院長並びに内閣総理大臣
及各省大臣（以下各省各廳の長という。）」とあるのは、「各省大臣」、
第二十一條中「衆議院、參議院、裁判所及び會計検査院並びに内
閣及各省（以下各省各廳という。）」とあるのは、「各省」と読み替え
るものとする。

第三條 この法律施行期に在りたる予備費の支出並びに昭和二十年度及び同二十一年度の決算に關しては、なお従前の例による。

第四條 從來予算外口座の負担となすべき契約に關する件として帝國議會の協賛を経た事項は、日本國憲法施行後においは、國庫債務負担行為となすものとする。但し此の場合においては、改正後の第十五條第三項の規定は、これを適用しない。

第五條 左に掲げられたものは、これを廢止する。

明治四十四年法律第二十号（公共團體に対する工事補助費繰越使

用に關する法律）

明治五年大政官告示第十七号（政府に対する寄附に關する件）

理由

日本國憲法の施行に伴い、國の予算その他財政に関する基本的事項を規律するため、財政法を定める必要がある。これら、この法律案を提出する理由である。

FEC-101/66RESTRICTEDFEC-101/6629 April 1947FAR EASTERN COMMISSIONDRAFT LAW IMPLEMENTING THE JAPANESE CONSTITUTION
(JAPANESE TEXT): WORKERS ACCIDENT COMPENSATION
INSURANCE BILL

(Reference: Article 27, FEC-087/14; FEC-101/32)

Note by the Secretary General

1. The enclosure, the Japanese text of a draft law entitled "Workers Accident Compensation Insurance Bill", implementing Article 27 of the new Constitution, has been received from the Supreme Commander for the Allied Powers and is circulated herewith by the United States Representative for the information of the Far Eastern Commission.
2. The enclosed draft law was approved by the 92nd Japanese Diet on 30 March 1947, according to information received from the Supreme Commander for the Allied Powers.
3. The English translation of the enclosure was circulated as FEC-101/31 of 1 April 1947.
4. Due to the limited number of copies available, only one copy of the enclosure can be furnished each delegation.

NELSON T. JOHNSON
Secretary General

FEC-101/66

Laws Japan
923/217

Draft of Workers Accident Compensation Insurance Act (to be proposed)

労働者災害補償保険法目次

第一章 総則

第二章 保険関係の成立及び消滅

第三章 保険給付及び保険施設

第四章 保険料

第五章 審査の請求、訴願及び訴訟

第六章 雑則

第七章 罰則

附則

労働者災害補償保険法

第一章 総則

第一条 労働者災害補償保険は、業務上、事故による労働者の負傷、疾病、

OLD INS
FILE COPY
PLEASE RETURN

海兵又は死亡に付して迅速且つ公正を保護をすむるため、災害補償を行、併
せて、労働者の福祉に必要を施設をなすことと目的とする。

第二條 労働者災害補償係は、政府が、これを管掌する。

第三條 この法律に於ては、左の各号の一に該当する事業を強制適用事業
とする。

一 左に掲げる事業で常時五人以上の労働者を使用するもの

(イ) 物の製造、改造、加工、修理、淨化、選別、包装、裝飾、仕上、販

賣のためとする仕立、破壊若しくは再解体又は材料の改造の事業（電氣、

ガス又は各種動力の発生、変更若しくは傳導の事業及び水道の事業を

含む。）

(四) 銀業、砂銀業、石切業その他土石又は鉱物採取の事業

國の直営事業、官公署又は同居の親族の計を雇用する事業及び船員法の適用を受けざる船舶については、この法律は、これを適用しない。

第四條 労働者災害補償保険事業の運営に関する重要事項を審議するため

労働者災害補償保険委員会を置く。

労働者災害補償保険委員会の委員は、労働者と代表する者、使用者を代

表する者及び公益を代表する者について、内務大臣が、各、同数を委嘱す

る。

この法律に定めるものの外、労働者災害補償保険委員会に關し、必要を

事項は、命令で、これを定める。

第五條 この法律に基いて発する命令は、その草案について、労働者災害補

償保険委員会の意見をきいて、これを制定する。

業
 (一) 道路、鉄道、軌道、索道又は航空機による旅客又は貨物の運送の事業
 (二) 左に掲げる事業にして常時労働者を使用するもの又は一年以内の期間
 において使用労働者延人員三百人以上のもの
 (三) 土木、建築その他の工作物の建設、改造、保存、修理、改良、破壊
 解体又はその準備の事業
 (四) 船きよ、船舶、岸壁、波止場、停車場又は倉庫における貨物の取扱
 の事業
 (五) 立木の伐採、造林、木炭又は薪を生産する事業その他の林業
 (六) その他命令で指定する事業
 労働基準法第八條に規定する事業で前項に掲げるもの以外のもの及び同條
 に規定する事務所（以下事業という。）は、これを任意適用事業とする。

通用事業に該当するに至つたとき併し、その翌日に、その事業につき第七條の規定による承諾があつたものとみなす。

第十條 その事業につき保険関係が成立してゐる事業の廃止又は終了があつたときは、その事業についての保険関係が、その翌日に、消滅する。

第十一條 第七條又は第九條の規定によつて保険関係が成立してゐる事業の使用人については、前條の規定によるが外、政府の承諾があつた日の翌日に、その事業についての保険関係が消滅する。但し、その承諾を受けらるるは、保険関係成立後一年を経過してゐること及びその事業に使用される労働者の過半数の同意を得たものであることを要する。

第三章 保険給付及び保険施設

第十二條 この法律で保険する災害補償の範囲は、左の各号による。

第二章 保険関係の成立及び消滅

第六條 第三條第一項の強制適用事業の使用者については、その事業開始の日又はその事業が第三條第一項の事業に該当するに至つた日に、その事業につき保険関係が成立する。

第七條 第三條第三項の任意適用事業の使用者については、^{雇の者が}保険加入の申込をし、政府の承諾があつた日に、その事業につき保険関係が成立する。

任意適用事業に使用される労働者の過半数が、その事業につき保険関係の成立を希望する場合は、その使用者は、保険加入の申込をしなればならぬ。

第八條 事業が数次の請負によつて行われらる場合には、元請負人の責を、この保険の適用事業の使用者とする。

第九條 第三條第一項の強制適用事業に該当する事業が、同條第一項の任意

第十三條 前條第一項第一号の療養補償費又は同條第二項の療養の範囲は

左の各号（政府が必要と認めらるものに限る。）による。

一 診察

二 薬剤又は治療材料の支給

三 処置、手術その他の治療

四 病院又は診療所への収容

五 看護

六 移送

第十四條 第十二條第一項第二号の休業補償費の支給を受けらるべき期間に、

その補償を受けらるべき者が、使用者から賃金の全部又は一部を受けるとき

は、命令の定めるところによつて、政府は、その賃金を受けたる期間の休業

- 一 療養補償費（療養費中命令で定めらる金額を超えらる部分）
 - 二 休業補償費（休業^入日を超えらる休業一日につき平均賃金の百分の六十）
 - 三 障害補償費（別表に定めらるもの。）
 - 四 遺族補償費（平均賃金の半目分）
 - 五 葬祭料（平均賃金の六十日分）
 - 六 打切補償費（平均賃金の千二百日分）
- 前項の規定による災害補償の事由は、労働基準法第七十五條乃至第八十條に定めらる災害補償の事由とする。
- 第一項第一号の規定による災害補償については、政府は命令の定めらる場合に、同号の療養補償費の支給にかえて、直接労働者に療養の給付をす

るゝことができる。

第一項の平均賃金とは、労働基準法第十二條の平均賃金をいう。

きは、政府はその滞納に係る事業について、その滞納期間中に生じた事故
 に対する保険給付の全部を支給しないことができない。

第十九條 故意又は重大な過失によつて、保険加入者が、補償の原因であり
 事故を発生させたとき、又は労働者が、業務上負傷し、若しくは疾病に罹

つたとき、政府は、保険給付の全部又は一部を支給しないことができない。
 第二十條 政府は、補償の原因である事故が、第三者の行為に因つて生じた

場合には保険給付をしたときは、その給付の種類の限度で、補償を受けたる者
 が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得する。

第二十一條 保険給付を受け得る権利は、これを譲り渡し、又は差し押さるゝ
 とができない。

第二十二條 保険給付として支給を受けた金品と標準として、租税その他の

補償費の全部又は一部を支給しない。

第十五條 第十二條第一項の規定による保険給付は、これを補償と受けるべき労働者、遺族又は労働者の死亡当時その収入によつて生計を維持した者に支給する。

命令の定めるところにより

第十六條 第十三條第一項の障害補償費、遺族補償費及び打切補償費は、命令の定める期間毎年、これを支給する。但し、主務大臣は、必要と認めるときは、別段の定をなすことができる。

第十七條 事業につき保険関係の成立してゐる事業についての使用者（以下「保険加入者」という。）が、保険料の算定又は保険給付の基礎となる重傷た事項について、不實の告知をしたときは、政府は、保険給付の全部又は一部を支給しないことができる。

第十八條 保険加入者が、故意又は重大な過失によつて保険料を滞納したと

を金額とする。

前項の資金繰延とは、その事業に使用するすべての労働者に支給した賞金、給料、手当、賞典その他名称の如何を問はず労働者対償として使用者が労働者に支給すべきのもの（二箇月を超える期間毎に支給される貸金その他命令で定めらるるものは、これを除く。）の総額をいう。

第二十六條 保険料率は、この法律の適用を受けるすべての事業の過去五年間の災害率と基礎として、数等級に區別して、貸金で内定するに依りて主務大臣が、これを定める。

第二十七條 常時五百人以上の労働者を使用する個々の事業については、過去五年間の災害率が、同種の事業について前條の規定による災害率に比し著しく高率又は低率であるときは、政府は、その事業について前條の規定

公課を課してはならない。

第二十三條

政府は、この保険の適用を受けざる事業に係る業務災害に関して、左の保険施設を行ふ。

一 外科療処置に関する施設

二 義肢の支給に関する施設

三 休養又は療養に関する施設

四 職業再教育に関する施設

五 その他必要と認めらるる施設

第四章 保険料

第二十四條

政府は、労働者災害補償保険事業に要する費用に充てるため、保険加入者から保険料を徴収する。

第二十五條

保険料は、貸金総額に基き、その事業についての保険料率と乘じて得

のほかに、分割して納付する事ができる。

第二十九條 政府は、前條の資金総額の見込額に変更を生じたとき、その他必要

とする場合においては、概算保険料を追加徴収することができらる。

第三十條 前二條の規定によつて得られた概算保険料が、保険年度の末日又

は、保険期間の満了する日に、第二十五條の規定に依り確定する保険料に比

し過不足があるときは、政府は、保険料を追加徴収し、又はこれを追加徴収す

る。

前項の規定によつて返還する保険料は、その事業についての次期の概算

保険料に、これを充当する事ができる。この場合においては、政府は、

その旨を当該保険加入者へ通知しなすればよい。

第三十一條 保険料その他この法律の規定による徴収金を滞納する者がある

る保険料率と異なる保険料率を定めるところがである。

第十八條 保険加入者は、毎年四月一日から翌年三月末日まで（以下保険年度とソノ。）に使用するすべての労働者（保険年度の中途に保険加入者となつた者）については、加入の日からその保険年度の末日までに使用するすべての労働者（）に支拂う賃金総額の見込額に、保険料率を乗じて算定した概算保険料を四月一日（保険年度の中途から保険加入者となつた者については）から三十日以内に納付しなすべし。

事業の期間が予定される事業については、その保険加入者は、前項の規定にかかわらず、その全期間に使用するすべての労働者に支拂う賃金総額の見込額に保険料率を乗じて算定した概算保険料を、保険加入の日から十

四日以内に納付しなすべし。

保険加入者は、申出によつて、前二項の概算保険料を命令の定めるところ

第二十三條 保險料その他この法律の規定による徴収金の先取特権の順位は、
 市町村その他の地方公共団体に準ずべきものの徴収金に次ぎ、他の公課に先立つもの
 とする。

第二十四條 保費料その他この法律の規定による徴収金に関する書類の送達
 については、国税徴収法第四條の七及び第四條の八の規定を準用する。

第五章 審査の請求、訴訟及び訴追

第二十五條 保費給付に関する決定に異議がある者は、保険審査官の審査を
 請求し、その決定に不服がある者は、保費審査機関に審査を請求し、その決

定に不服がある者は、裁判所に訴を提起することができる。
 前項の審査の請求は、特効の中断に関する規定を裁判上の請求とし、

第二十六條

ときは、政府は、期限を指定して、この債を督促しなさい。

前項の規定によつて督促するときは、政府は、納付義務者に対する督促
 状を發する。この場合においては、督促手数料として命令の定めたる金額を
 徴収する。

第一項の規定による督促を受けた者が、その指定の期限までに、滞りなく
 納付し、その他の法律の規定による徴収金を納付しないときは、政府は、督促
 状を發する。

納付金の別によつて、これを処分する。

第二十一条 前條の規定によつて督促をしたときは、政府は、徴収金額を
 かつき一日四銭の割合で、納期限の翌日から徴収金完納又は財産差押の日
 の前日までの日数により計算した延滞金を徴収する。但し、督促状の指定
 した期限までに徴収金及び督促手数料を完納したときはその他命令で定めら
 れる命令の限りでない。

保険審査官又は

第二十九條

保険審査機関は、審査のため必要があるとき、証人

又は鑑定人の証問その他の証拠をすうとがでさる。

証拠調については、民事訴訟法の証拠調に関する規定及び民事訴訟費用

法第九條及び第十一條乃至第十三條の規定を準用する。但し、保険審査機

関の証拠調については、過料に処し又は拘引を命ずるとはでない。

第四十條 審査の請求、訴の提起又は訴願は、処分通知又は決定書の交付

を受けた日から十日以内に、これをしなすべからず。その場合にお

いて、審査の請求については訴訟法第八條第三項の規定と、訴の提起につ

いては民事訴訟法第百五十八條第二項及び第百五十九條の規定を準用する。

第四十一條 この章に定めらるものの外、保険審査官及び保険審査機関に関し

必要な事項は、命令で、これを定める。

二十六條 保險審査官は、必要があるとき認めらるる場合において、
査する事が出来る。

保險審査官は、審査するに必要があるとき認めらるる場合においては、保險給

付の速達をした官吏若しくは官吏員に対して意見を求め、保險加入者若しくは

保險給付を受けらるべき者に対して報告をさせ、若しくは出頭を命じ、又は

は医師に診断若しくは検査をさせらるる事が出来る。

第三十七條 保險料その他この法律の規定による徴収金の賦課又は徴収の延

分に関して訴訟の提起があつたときは、主務大臣は、保險審査機関の審査

を経て裁決をする。

第三十八條 保險審査機関は、労働者を代表する者、使用者を代表する者及

び公益を代表する者につき、主務大臣が、各、同数を委嘱した者で、これ

を組織する。

第六章 雜則

第四十二條 保険料その他この法律の規定による徴収金を徴収し、又はその還付を受ける権利及び保険給付を受ける権利は、三年を経過したときは、時効によつて消滅する。

前項の時効の中断、停止その他の事項に関しては、民法の時効に関する規定を準用する。

命令の定めるところによつて政府のたす保険料その他この法律の規定による徴収金の徴収の告知は、民法第五十三條の規定にかかわらず時効中断の効力を生ずる。

第四十三條 この法律又はこの法律に基いて発する命令に規定する期間の計算については、民法の期間の計算に関する規定を準用する。

第四十四條 労働者災害補償保険に関する書類には、印紙税を課さない。

質問し、又は帳簿書類の検査をせしむることが出来る。

第四十九條 行政廳は、保険給付に関して必要があるときは、命令の定めるところによつて、当該官吏又は吏員に、診療録その他の帳簿書類を検査せしむることが出来る。

第五十條 この法律の施行に関する細目は、命令でこれを定める。

第七章 罰則

第四十五條 行政廳又は保險給付を受けらるべき者は、労働者の戸籍に関して、戸籍事務を掌る者又はその代理者に対して、無料で証明を求めらるゝことが出来る。

第四十六條 行政廳は、命令の定めるところによつて、労働者を使用する者には、必要な事項について報告をさせ、文書を提示させその他の法律の施行に関して必要な事務を行わせ、又は出頭させることが出来る。

第四十七條 行政廳は、命令の定めるところによつて、この保險の適用を受けらる事業についての労働者に、この保險の施行に関して必要な申出、届出若しくは文書の提出をさせ、又は出頭させることが出来る。

第四十八條 行政廳は、必要があると認めるときは、当該官吏又は吏員に、この法律の適用を受けらる事業の行われる場所に臨検し、関係者に対して

△

第五十二條

保険加入者以外者であつて保険給付を受けるべき者その他の関係者が、左の各号の一に該物するときは、九と六箇月以下の懲役又は五千円以下の罰金に処する。

一、この法律の規定による報告、申出若しくは届出をせず、虚偽の報告、

申出若しくは届出をし、文書の提出をせず、~~事~~又は出頭しなかつた場

合

二、この法律の規定による当該官吏又は委員の質問に対し答弁をせず、若

しくは虚偽の陳述をし、又は検査を拒否、妨げ、若しくは忌避した場合

第五十四條

法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、この法人又は人の業務に関して、前二條の違反行為をしたときは、


第五十一條 当該官吏若しくは吏員又はその職にあつた者が、故なく第四十九條の規定による診察録の検査に關して知得した医師又は歯科医師の業務上の秘密又は個人の秘密を漏したときは、これを六箇月以下の懲役又は五千円以下の罰金に処する。

職務上前項の秘密を知得した他の公務員又は他の公務員であつた者が、故なくその秘密を漏したときも、また同項と同様である。

第五十二條 保険加入者が、左の各号の一に該当するときは、これを六箇月以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

一、この法律の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、文書の提出をせず、又は出頭しなかつた場合

二、この法律の規定による当該官吏又は吏員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場



と締結してある者が既に締結したものの法律施行後の期間に属する保険料に
この保険の保険料に、これを充てることができらる。
前三項に定めらるものの外、旧法廢止の際必要な事項は、命令で、これを
定めらる。

行為者も罰するの外、その法人又は人に対し各本條の罰金刑を科する。

附則

第五十五條 この法律施行の期日は、勅令で、これを定める。


第五十六條 この法律施行後五年間、保險料率は、第一十六條の規定にかかわらず、労働者災害神償保險委員会に諮って、数等級に區別して賃金一
同とりについて、主務大臣が、これを定める。

第五十七條 労働者災害扶助責任保險法は、これを廃止する。

この法律施行前に発生した事故に対する保險給付及びこの法律施行前の
期間に属する保險料に関しては、なお旧法による。

この法律施行前の旧法の罰則を適用すべきであつた者についての処罰に
ついては、なお旧法による。

この法律施行の際、労働者災害扶助責任保險につき現に政府と保險契約



第一級	第一級
第二級	第二級
第三級	第三級
第四級	第四級
第五級	第五級
第六級	第六級
第七級	第七級
第八級	第八級
第九級	第九級
第十級	第十級

別表

第 一 二 級	第 一 級	第 一 級	第 九 級	第 八 級	第 七 級	第 六 級	第 五 級	第 四 級	第 三 級	第 二 級	第 一 級	等 級
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	平均賃金の	災害
一四〇日分	二〇〇日分	二七〇日分	三五〇日分	四五〇日分	五六〇日分	六七〇日分	七九〇日分	九二〇日分	一〇五〇日分	一一九〇日分	一三四〇日分	補償

FEC-101/67RESTRICTEDFEC-101/679 May 1947FAR EASTERN COMMISSIONDRAFT LAW IMPLEMENTING THE JAPANESE CONSTITUTION:BILL FOR PROVISIONAL AMENDMENTS TO THE CRIMINAL
PROCEDURE CODE (JAPANESE TEXT)

(References: FEC-087/14, Art. 31; FEC-101/47)

Note by the Secretary General

1. The enclosure, the Japanese text of a draft law implementing Article 31 of the new Japanese Constitution, entitled Bill for Provisional Amendments to the Criminal Procedure Code was received from the Supreme Commander for the Allied Powers and is circulated herewith by the United States Representative for the consideration of the Far Eastern Commission and referred to COMMITTEE NO. 3: CONSTITUTIONAL AND LEGAL REFORM.

2. The enclosure was approved by the 92nd Japanese Diet.

3. The English translation of the enclosure was circulated as FEC-101/47 on 10 April 1947.

4. Due to the limited number of copies available, only one copy of the enclosure can be furnished each delegation.

NELSON T. JOHNSON
Secretary General

FEC-101/67

Amendments to Criminal Procedure Act -

92nd Dist

日本國憲法の施行に伴う刑事訴訟法の應急的措置に
関する法律案

CAM INS
FILE COPY
PLEASE RETURN

144

第一條 この法律は、日本國憲法の施行に伴い、刑事訴訟法

について應急的措置を講ずることを目的とする。

第二條 刑事訴訟法は、日本國憲法、裁判所法及び檢察廳法の制定の趣旨に適合するようにならなければならぬ。

第三條 被疑者は、身体の拘束を受けた場合には、弁護人を選任することができ、この場合には、刑事訴訟法第三十九條第二項の規定を準用する。

第四條 被告人が貧困その他の事由により弁護人を選任することができないときは、裁判所は、その請求により、被告人のため弁護人を附しなばならない。

第五條 判決以外の裁判は、判事補が一人でこれをすること

ができる。

第六條 引致された被告人又は被疑者に対しては、直ちに犯罪事実の要旨及び弁護人を選任することができ旨を告げなければならぬ。

勾留については、申立により、直ちに被告人又は被疑者及びこれらの者の弁護人の出席する公開の法廷でその理由を告げなければならぬ。

第七條 検察官又は司法警察官は、勾引状及び勾留状を発することができる。

検察官又は司法警察官は、裁判官の令状がなければ、押収、捜索又は検証をすることができない。但し、現行犯を逮捕する場合及び勾引状又は勾留状を執行する場合は、この限りでない。

検察官又は司法警察官は、身体を検査し、死体を解剖し

又は物を破壊する処分を必要とする鑑定は、これを命ずることかできない。

第八條 逮捕状及び勾留状の発付並びに公訴の提起について

は、左の規定による。

一 検察官又は司法警察官吏は、被疑者が罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由があるときは、裁判官の逮捕状を得て、これを逮捕することができる。

二 検察官又は司法警察官吏は、死刑又は無期若しくは長期三年以上の懲役若しくは禁錮にあたる罪を犯したことを疑うに足りる充分な理由がある場合で、急速を要し、裁判官の逮捕状を得ることができないときは、その理由を告げて被疑者を逮捕することができる。この場合には、直ちに裁判官の逮捕状を求めらるる手続をしなければならぬ。逮捕状が発せられないときは、直ちに被疑者を釈

放しなればならない。

三 現行犯人が逮捕された場合には、遅滞なく刑事訴訟法第百二十七條及び第百二十九條に定める時間の制限内に、検察官から裁判官に対する勾留状の請求がされなければならぬ。この制限された時間は、逮捕の時からこれを起算する。検察官又は司法警察官吏がやむを得ない事情により時間の制限に従うことができなかった場合において、その事由が適当に示されたときは、裁判官は、その送延がやむを得ない事情に基く正当なものであると認定することかできる。勾留状が発せられないときは、直ちに犯人を釈放しなればならない。

四 第二号の規定により被疑者が逮捕された場合には、逮捕状と同時に勾留状を発することができ、第一号及び第二号の規定により被疑者が逮捕された場合には、前号

の場合に準じ、遅滞なく同号に定める時間の制限内に検
察官から裁判官に対する勾留状の請求がされなければな
らない。勾留状が発せられないときは、直ちに被疑者を
釈放しなればならない。

五 第一号乃至前号の場合その他被疑者が逮捕されたすべ
この場合においては、公訴の提起は、遅滞なくこれをし
なければならぬ。勾留状の請求があつた日から十日以
内に公訴の提起がなかつたときは、直ちに被疑者を釈放
しなればならない。

第九條 予審は、これを行わない。

第十條 何人も、自己に不利益な供述を強要されない。

強制、拷問若しくは脅迫による自白又は不当に長く抑留
若しくは拘禁された後の自白は、これを証拠とすることが
できない。

何人も、自己に不利益な唯一の証拠が本人の自白である場合には、有罪とされ、又は刑罰を科せられない。

第十一條 検察官及び弁護人は、公判期日において、裁判長に告げ、被告人、証人、鑑定人、通事又は翻譯人を訊問することができる。

被告人は、公判期日において、裁判長に告げ、共同被告人、証人、鑑定人、通事又は翻譯人を訊問することができる。

第十二條 証人その他の者（被告人を除く。）の供述を録取した書類又はこれに代わるべき書類は、被告人の請求があるときは、その供述者又は作成者を公判期日において訊問する機会を被告人に與えなければ、これを証拠とすることができない。但し、その機会を與えることができず、又は著しく困難な場合には、裁判所は、これらの書類について

の制限及び被告人の憲法上の権利を適当に考慮して、これを証拠とすることができらる。

刑事訴訟法第三百四十三條の規定は、これを適用しない

第十三條 上告は、高等裁判所がした第二審又は第一審の判

決に対しては最高裁判所に、地方裁判所がした第二審の判

決に対しては高等裁判所にこれをすることができらる。

刑事訴訟法第四百十二條乃至第四百十四條の規定は、こ

れを適用しない。

第十四條 刑事訴訟法第四百十六條各号の場合には、地方裁

判所がした第一審の判決に対しては最高裁判所に、簡易裁

判所がした第一審の判決に対しては高等裁判所に、控訴を

しないので、上告をすることができらる。

第十五條 高等裁判所が上告裁判所である場合に、最高裁判

所の定める事由があるときは、決定で事件を最高裁判所に移送しなればならない。

第十六條 上告裁判所においては、事實の審理は、これを行わない。

第十七條 高等裁判所が上告審としてした判決に対しては、その判決において法律、命令、規則又は処分が憲法に適合するかしないかについてした判断が不当であることを理由とするときに限り、最高裁判所に更に上告をすることができ、但し、事件を差し戻し、又は移送する判決に対しては、この限りでない。

前項の上告は、判決の確定を妨げる効力を有しない。但し、最高裁判所は、同項の上告があつたときは、決定で刑の執行を停止することができ、
第十八條 刑事訴訟法の規定により不服を申し立てること

い、法律、命令、規則又は処分が憲法に適合するかしないかについてした判断が不当であることを理由とするときは限り、最高裁判所に特に抗告をすることができらる。

前項の抗告の提起期間は、五日とする。

第十九條 検察事務官は、捜査及び令状の執行については、司法警察官に準ずるものとする。

第二十條 被告人に不利益な再審は、これを認めない。

第二十一條 この法律の規定の趣旨に反する他の法令の規定は、これを適用しない。

附 則

この法律は、日本國憲法施行の日から、これを施行する。この法律は、昭和二十三年一月一日から、その効力を失ふ。

第十二條の規定は、この法律施行前に既にその証拠調が終つてゐる書類については、その審級に限り、これを適用しない。
この法律施行前に終結した弁論に基いて言い渡された判決に対しては、なお刑事訴訟法の規定により上告をすることが出来る。

理由

日本國憲法施行に伴い、その制定の趣旨に適合するよう
 に、刑事訴訟法について應急的措置を講ずる必要が
 ある。この法律案を提出する理由である。

FEC-101/68RESTRICTEDFEC-101/689 May 1947FAR EASTERN COMMISSIONDRAFT LAW IMPLEMENTING THE JAPANESE CONSTITUTION:
BILL FOR PROVISIONAL AMENDMENTS TO THE CIVIL PROCEDURE
CODE (JAPANESE TEXT)(References: FEC-087/14, Chapter 3, FEC-101/48)Note by the Secretary General

1. The enclosure, the Japanese text of a draft law entitled Bill for Provisional Amendments to the Civil Procedure Code implementing Chapter 3 of the new Japanese Constitution, was received from the Supreme Commander for the Allied Powers and is circulated herewith by the United States Representative for the consideration of the Far Eastern Commission and is referred to COMMITTEE NO. 3: CONSTITUTIONAL AND LEGAL REFORM.

2. The enclosure was approved by the 92nd Japanese Diet.

3. The English translation of the enclosure was circulated as FEC-101/48 on 10 April 1947.

4. Due to the limited number of copies available, only one copy of the enclosure can be furnished each delegation.

NELSON T. JOHNSON
Secretary General

FEC-101/68

Temporary Amendment to Civil Procedure Code

92-1-1

第一條 日本國憲法の施行に伴う民事訴訟法の應急的措置に関する法律
應急的措置を論ずることを目的とする。

第二條 民事訴訟法は、日本國憲法及び裁判所法の制定の趣旨に適合
するようこれを解釈しなければならない。

第三條 判決以外の裁判は、判事補が一人てこれを行うことができる。

第四條 上告は、高等裁判所がした第二審又は第一審の終局判決に對
しては、最高裁判所に、地方裁判所がした第二審の終局判決に對し
ては高等裁判所にこれを行うことができる。

第一審の終局判決について、上告をする権利を留保して、控訴を
しない旨の合意をした場合には、簡易裁判所の判決に對しては高等
裁判所に、地方裁判所の判決に對しては最高裁判所に、直ちに、上
告をすることができる。

第五條 高等裁判所が上告裁判所である場合に、最高裁判所の定める
事由があるときは、決定で事件を最高裁判所に移送しなければならない。

156
GAI IRE
FILE COPY
PLEASE RETURN

ない。

第六條 高等裁判所が上告審としてした判決に対しては、その判決において法律、命令、規則又は処分が憲法に適合するかしないかについてした判断が不当であることを理由とするときに限り、最高裁判所に連同上告をすることができらる。

前項の上告は、判決の確定を妨げる効力を有しない。但し、最高裁判所は、同項の上告があつたときは、決定で強制執行の停止を命ずることができらる。

第七條 民事訴訟法の規定により不服を申し立てることができない決定又は命令に対しては、その決定又は命令において法律、命令、規則又は処分が憲法に適合するかしないかについてした判断が不当であることを理由とするときに限り、最高裁判所に特に抗告をすることができらる。

前項の抗告の提起期間は、五日とする。

第八條 行政廳の違法な処分取消又は変更を求めらる訴は、他の法律

(昭和二十二年三月一日前に制定されたものを除く。)に特別の定めのある場合を除いて、当事者がその処分のおつたことを知つた日から六箇月以内に、これを提起しななければならない。但し、処分の日から三年を経過したときは、訴を提起することができない。

附 則

この法律は、日本國憲法施行の日から、これを施行する。

この法律は、昭和二十三年一月一日から、その効力を失う。

東京高等裁判所が裁判所法施行法の規定に基いて審理及び裁判をすべきものとされた事件(同法施行の際東京控訴院に係属していたものを除く。)については、その判決において法律、命令、規則又は処分が憲法に適合するかしないかについてした判断が不当であることを理由とするときに限り、最高裁判所に上告をすることができぬ。

前項の上告については、第六條第二項の規定を準用する。

理由

日本國憲法施行に伴い、その制定の趣旨に適合するように、民事訴訟法について應急的措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

FEC-101/69RESTRICTEDFEC-101/699 May 1947FAR EASTERN COMMISSION

DRAFT LAW IMPLEMENTING THE JAPANESE CONSTITUTION:
BILL FOR LOCAL SELF-GOVERNMENT, ALTERATION OF PREFECTURAL
BOUNDARIES AND ESTABLISHMENT OF SPECIAL MUNICIPALITIES
(JAPANESE TEXT)

(References: FEC-087/14, Chapter 8; FEC-101/70, FEC-101/73)

Note by the Secretary General

1. The enclosure, the Japanese text of a draft law regarding Local Self-Government, implementing Chapter 8 of the new Japanese Constitution, was received from the Supreme Commander for the Allied Powers, and is circulated herewith by the United States Representative for the consideration of the Far Eastern Commission and is referred to COMMITTEE NO. 3: CONSTITUTIONAL AND LEGAL REFORM.
2. The enclosure was approved by the 92nd Japanese Diet on 28 March 1947, as amended (see FEC-101/70 and FEC-101/73).
3. The English translation of the enclosure, together with amendments will be circulated as FEC-101/73.
4. Due to the limited number of copies available, only one copy of the enclosure can be furnished each delegation.

NELSON T. JOHNSON
Secretary General

FEC-101/69

The Law concerning Local Autonomy
or the Law concerning the Organization
of Local Self-Governing Public Bodies

80

92-10-11

地

方

自

治

法

案

READ THE
FILE COPY
PLEASE RETURN

FEC-10/69

64

地方自治法目次

第一編 総則

第二編 普通地方公共団体

第一章 通則

第二章 住民

第三章 條例及び規則

第四章 選挙

第一節 通則

第二節 選挙人名簿

第三節 投票

165

第四節 開票

第五節 選挙会

第六節 候補者及び当選人

第七節 特別選挙

第八節 争訟

第九節 選挙運動及び罰則

第五章 直接請求

第一節 條例の制定及び監査の請求

第二節 解散及び解職の請求

第六章 議会

第一節 組織

- 第二節 権限
- 第三節 招集及び会期
- 第四節 議長及び副議長
- 第五節 委員会
- 第六節 会議
- 第七節 請願
- 第八節 議員の辞職及び資格の決定
- 第九節 紀律
- 第十節 懲罰
- 第十一節 書記長及び書記
- 第七章 執行機関

第一節 普通地方公共団体の長

第一款 地位

第二款 権限

第三款 補助機関

第四款 議会との関係

第二節 選挙管理委員会

第三節 監査委員

第八章 給與

第九章 財務

第一節 財産及び營造物

第二節 収入

168

第三節 支出

第四節 予算

第五節 出納及び決算

第六節 雜則

第十章 監督

第十一章 補則

第三編 特別地方公共団体及び地方公共団体に関する特例

第一章 特別地方公共団体

第一節 特別市

第二節 特別区

第三節 地方公共団体の組合

第四節 財産区

第二章 地方公共団体の協議会

附則

地方自治法

第一編 総則

第一條 地方公共団体は、普通地方公共団体及び特別地方公共団体とする。

普通地方公共団体は、都道府縣及び市町村とする。

特別地方公共団体は、特別市、特別区、地方公共団体の組合及び財産区とする。

第二條 地方公共団体は、法人とする。

普通地方公共団体は、その公共事務並びに従來法令により及び將來法律又は政令により

普通地方公共団体に属する事務を処理する。

特別地方公共団体は、この法律の定めるところにより、その事務を処理する。

第三條 地方公共団体の名称は、従來の名称による。

都道府縣及び特別市の名称を変更しようとするときは、法律でこれを定める。

都道府縣及び特別市以外の地方公共団体の名称を変更しようとするときは、この法律に特別の定のあるものを除く外、條例でこれを定めなければならない。

第四條 地方公共団体は、その事務所の位置を定め又はこれを変更しようとするときは、條例でこれを定めなければならない。

第二編 普通地方公共団体

第一章 通則

第五條 普通地方公共団体の区域は、従來の区域による。

都道府縣は、市町村を包括する。

第六條 都道府縣の廃置分合又は境界変更をしようとするときは、法律でこれを定める。

都道府縣の境界にわたつて市町村の境界の変更があつたときは、都道府縣の境界も、ま

た、自ら変更する。所属未定地を市町村の区域に編入したときも、また、同様とする。

前二項の場合において財産処分を必要とするときは、関係地方公共団体が協議してこれを定める。その協議が調わないときは、関係地方公共団体の議会の意見を聴き、内務大臣が

これを定める。但し、法律に特別の定があるときは、この限りでない。

前項の協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

第七條 市の廃置分合又はこれに伴う町村の廃置分合若しくは市町村の境界変更をしようとするときは、関係市町村の議会の議決を経て、内務大臣がこれを定める。

町村の廃置分合又は市町村の境界変更をしようとするときは、都道府縣知事は、関係市町村の議会の議決を経、内務大臣の許可を得てこれを定める。所属未定地を市町村の区域に

編入しようとするときも、また、同様とする。

都道府縣の境界にわたつて市町村の境界の変更をしようとするときは、関係普通地方公共団体の議会の議決を経て、内務大臣がこれを定める。

前三項の場合において財産処分を必要とするときは、関係市町村が協議してこれを定める。その協議が調わないときは、関係市町村の議会の意見を聴き、第一項及び第二項の場合においては都道府縣知事、前項の場合においては内務大臣がこれを定める。

前項の協議については、関係市町村の議会の議決を経なければならない。

第八條 市を設置し又は町村を市としようとするときは、その地方公共団体は、人口三万以上を有し、且つ、都市的形態を具えていなければならない。

町村を市とし又は市を町村としようとするときは、当該市町村の議会の議決を経て、内務大臣がこれを定める。

村を町とし又は町を村としようとするときは、町村は、その議会の議決を経て、都道府縣知事の許可を受けなければならない。

第九條 市町村の境界に関する争論は、都道府縣知事がこれを裁定する。

市町村の境界が判明でない場合において、その境界に関し争論がないときは、関係市町村の議会の意見を聴き、都道府縣知事がこれを決定しなければならない。

都道府縣の境界にわたつて前二項の場合を生じたときは、関係のある都道府縣知事が協議してこれを裁定又は決定しなければならない。その協議が調わないときは、内務大臣がこれを裁定又は決定する。

前三項の規定による裁定又は決定に不服がある市町村は、高等裁判所に出訴することができる。

第一項乃至第三項の規定による裁定及び決定は、文書を以てし、その理由を附けてこれを

関係市町村に交付しなければならない。

第二章 住民

第十條 市町村の区域内に住所を有する者は、当該市町村及びこれを包括する都道府縣の住民とする。

住民は、この法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の財産及び營造物を共用する権利を有し、その負担を分任する義務を負う。

第十一條 日本國民たる普通地方公共団体の住民は、この法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の選挙に參與する権利を有する。

第十二條 日本國民たる普通地方公共団体の住民は、この法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の條例又は規則の制定を請求する権利を有する。

日本國民たる普通地方公共団体の住民は、この法律の定めるところにより、その属する普

通地方公共団体の事務の監査を請求する権利を有する。

第十三條 日本國民たる普通地方公共団体の住民は、この法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の議会の議員、長、副知事若しくは助役、出納長若しくは収入役、選挙管理委員又は監査委員の解職を請求する権利を有する。

第三章 條例及び規則

第十四條 普通地方公共団体は、法律の範囲内において、その事務に関し、條例を制定することができる。

法律又は政令により都道府縣に属する國の事務に関する都道府縣の條例に違反した者に対しては、法律の定めるところにより、これに刑罰を科することがあるものとする。

第十五條 普通地方公共団体の長は、法律の範囲内において、その権限に属する事務に関し、規則を制定することができる。

前條第二項の規定は、前項の規則にこれを準用する。

第十六條 條例及び規則は、一定の公告式により、これを告示しなければならない。

第四章 選挙

第一節 通則

第十七條 普通地方公共団体の議会の議員及び長は、その選挙権を有する者について選挙人が投票によりこれを選挙する。

第十八條 日本國民たる年齢二十年以上の者で六箇月以來市町村の区域内に住所を有するものは、その属する普通地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する。

市町村は、市町村に対し特別の關係のある者の申請により、前項の規定による住所の要件にかかわらず、議会の議決を経て、これにその議会の議員及び長の選挙権を與えることができる。

前項の規定により選挙権を與えられた者は、当該市町村を包括する都道府縣の議会の議員及び長の選挙権を有する。

第二項の規定により住所を有する市町村以外の市町村において選挙権を與えられた者は、その住所を有する市町村においては、第一項の規定にかかわらず、普通地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有しない。

第一項の六箇月の期間は、市町村の廃置分合又は境界変更のため中断されることがない。

第十九條 普通地方公共団体の議会の議員の選挙権を有する者で年齢二十五年以上のものは、普通地方公共団体の議会の議員の被選挙権を有する。

日本國民で年齢三十年以上のものは、都道府縣知事の被選挙権を有する。

日本國民で年齢二十五年以上のものは、市町村長の被選挙権を有する。

第二十條 禁治産者及び準禁治産者並びに懲役又は禁錮の刑に処せられその執行を終り又は

その執行を受けることがなくなるまでの者は、選挙権及び被選挙権を有しない。

第二十一条 選挙管理委員、選挙管理委員会の書記、投票管理者、開票管理者及び選挙長並びに選挙事務に関係のある官吏及び吏員は、その関係区域内においては、被選挙権を有しない。

在職の検察官、警察官吏及び收税官吏は、被選挙権を有しない。

第二十二條 都道府縣の議会の議員は、各選挙区において、これを選挙する。

前項の選挙区は、郡市の区域による。

前項の区域の人口が著しく少いときは、條例で数区域を合せて一選挙区を設けることができる。

都道府縣の議会の議員の任期中あらたに第二項の区域の設定があつた場合において、従前その区域が属していた選挙区の配当議員数が同項の規定による関係選挙区の数に達しないときは、同項の規定の適用については、次の総選挙までの間、その区域は、なお設定されな

いものとみなす。

前二項の場合において必要な事項は、命令でこれを定める。

市町村は、その議会の議員の選挙につき、条例で選挙区を設けることができる。但し、第百五十七條第二項の市については、区の区域を以て選挙区とする。

市町村の議会の議員の選挙における選挙人の所属の選挙区は、その住所によりこれを定める。第十八條第二項の規定による選挙権を有する者で市町村の区域内に住所を有しないものについては、当該市町村の選挙管理委員会は、本人の申請により、その申請がないときは職権により、その所属の選挙区を定めなければならない。

各選挙区において選挙すべき普通地方公共団体の議会の議員の数は、人口に比例して、條例でこれを定めなければならない。

第二十三條 普通地方公共団体の選挙に関する事務は、当該普通地方公共団体の選挙管理委

員会がこれを管理する。

第二十四條 普通地方公共団体の議会の議員及び長の選挙は、これを行うべき事由が生じたときは、速に行わなければならない。

普通地方公共団体の議会の議員又は長の任期満了に因る選挙は、その任期満了の日前三十日前にはこれを行うことができない。

市町村の議会の議員又は長の選挙は、第二十五條第四項の規定による通知があるまでの間は、これを行うことができない。但し、同項の期間内に通知がないときは、この限りでない。

選挙の期日は、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会が選挙の期日前、都道府県にあつては三十日、市町村にあつては二十日までこれを告示しなければならない。

第二十五條第三項の規定により都道府県の選挙と市町村の選挙を同時に行う場合におい

ては、選挙の期日は、都道府県の選挙管理委員会において、選挙の期日前三十日までこれを告示しなければならない。

第二十五条 都道府県の議会の議員の選挙と都道府県知事の選挙又は市町村の議会の議員の選挙と市町村長の選挙は、これを同時に行うことができる。

市町村の選挙管理委員会は、市町村の議会の議員又は長の選挙を行う場合においては、任期満了に因る選挙については任期満了の日前六十日までに、任期満了以外の事由に因る選挙については第五十九条第二項又は第六十一条第三項の規定により報告する場合を除く外選挙を行うべき事由を生じた日から三日以内に、その旨を都道府県の選挙管理委員会に届け出なければならない。市町村の議会の議員の選挙の当選人につき第六十二条第一項に掲げる事由を生じた場合又は市町村の議会の議員に欠員を生じた場合において、第五十六条又は第六十三条第二項の規定により不足の当選人又は欠員を補充することができないとき

も、また、同様とする。

都道府縣の選挙管理委員会は、前項の規定による届出又は第五十九條第二項若しくは第六十一條第三項の規定による報告に基き、当該市町村の選挙を都道府縣の選挙と同時に進行させることができる。

都道府縣の選挙管理委員会は、第二項の規定による届出又は第五十九條第二項若しくは第六十一條第三項の規定による報告のあつた日から三日以内に、当該市町村の選挙を都道府縣の選挙と同時に進行かどうかを、当該市町村の選挙管理委員会に通知しなければならない。

第一項又は第三項の規定により同時に選挙を行う場合においては、この法律に特別の規定があるものを除く外、投票及び開票に関する規定は、各選挙に通じてこれを適用する。第一項の規定により同時に選挙を行う場合において、選挙会の区域が同一であるときは、選挙会

に関する規定についても、また、同様とする。

前項の場合において必要な事項は、政令でこれを定める。

第二節 選挙人名簿

第二十六條 普通地方公共団体の選挙は、衆議院議員選挙人名簿及び補充選挙人名簿又はその抄本によりこれを行う。

市町村の選挙管理委員会は、毎年九月十五日の現在により補充選挙人名簿を調製し、十一月五日から十五日間その指定した場所においてこれを関係人の縦覧に供さなければならぬ。

補充選挙人名簿の縦覧の場所は、委員会において縦覧開始の日前三日までにこれを告示しなければならない。

補充選挙人名簿には、普通地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する者で当該